

道路占用許可手続き(工事用施設)

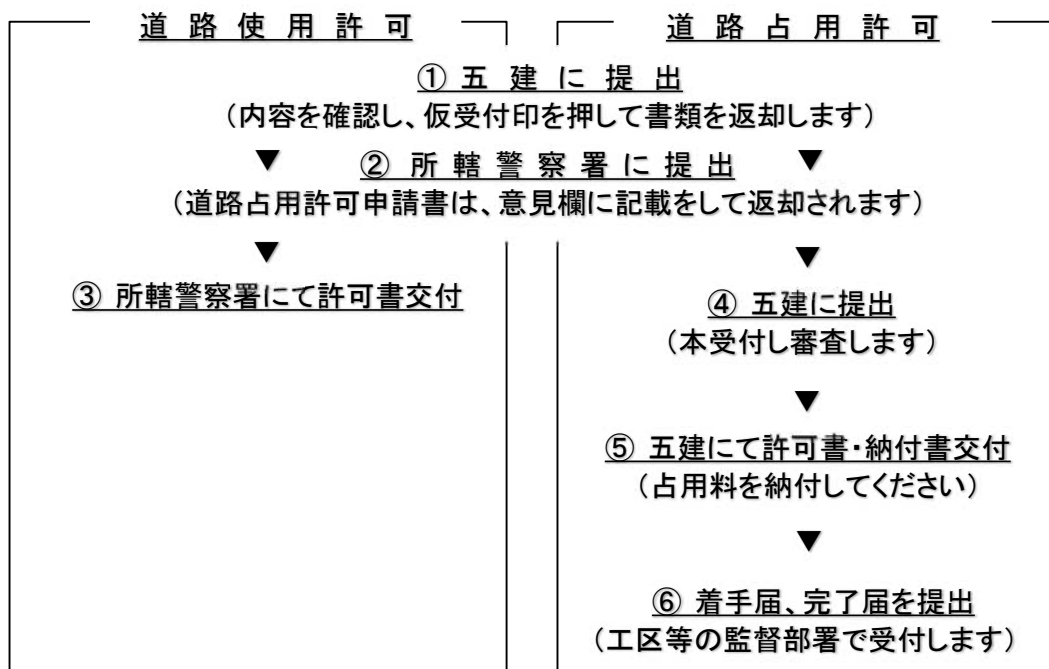
足場・仮囲い、朝顔(落下物防護用施設)等の工事用施設を路上に設置するには、あらかじめ道路管理者の道路占用許可と交通管理者(所轄警察署)の道路使用許可の手続きが必要です。

【第五建設事務所(五建)の管轄】

墨田、江東、葛飾及び江戸川区内の都道(都管理国道)

都道と区道の交差部など、道路管理者をまたいで占用する場合は、道路管理者ごとに申請が必要です。それぞれの申請様式をご使用ください。

基本的な流れ



○ 占用料金の単価(令和8年4月から): 1㎡あたり年額24,300円(五建管内)

月割計算とし、原則として年度ごとの料金計算を行います(1か月約2,025円)。

○ 申請様式は東京都建設局「道路占用関係申請様式」のページをご覧ください。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/youshiki/douro_senyo.html

○ 建設事務所長の行う道路占用許可の標準処理時間は、本受付後閉庁日を除き18日間です。

東京都第五建設事務所 管理課 占用担当

東京都葛飾区東新小岩1-14-11(JR新小岩駅北口徒歩7分)

電話: 03-3692-4364(直通)

受付時間: 平日9時-12時 13-17時(土日祝日・年末年始は閉庁日です)

道路占用許可申請書 記載例

道路占用許可申請書

協 議

東京都第五建設事務所長 殿

〒 124-0023

住所 東京都葛飾区東新小岩 1-14-11

氏名 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○

担当者 ○○ ○○

TEL 03-3692-4364 携帯 : 000-0000-0000

E-mail *****@*****.co.jp

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

新 規

更 新

変 更

年 月 日

令和8年4月1日

①

②

占 用 の 目 的	〇〇ビル改修工事に伴う足場・仮囲い・朝顔設置のため		
占 用 の 場 所	路 線 名	(315) 都道御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	車 道 ・ 歩 道 ・ そ の 他
	場 所	葛飾区東新小岩 1-14-11	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
	足場・仮囲い 朝 顔	出 幅 延 長 0.7m×10.8m 1.5m×10.8m	7.56㎡ 16.2㎡ 計23.76㎡ ≒24㎡
占 用 の 期 間	令和8年4月21日から 令和8年9月20日まで	5月 間	占 用 物 件 の 構 造 枠組足場
工 事 の 期 間	令和8年4月21日から 令和8年9月20日まで	5月 間	工 事 実 施 の 方 法 直 営
道 路 の 復 旧 方 法	原 状 回 復	添 付 書 類	案内図・平面図・側面図 現況写真
備考			

(記載上の注意)

- ① 現在許可を受けている工事用施設を引き続き設置する場合は「更新」に印をつけます。
- ② 日付は所轄警察署から返却された後の「本受付」の日を記載します。
- ③ 「占用の期間」及び「工事の期間」は、占用物件を設置し、撤去するまでの期間を記載します。(同じ期間)
- ④ 許可日からの占用を希望する場合は、「占用の期間」及び「工事の期間」に「許可日から」と記載します。

記載要領

- 1 許可申請 第32条 及び 許可を申請 協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新 規

更 新

変 更

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

◎道路占用料計算例

記載例の場合は、下記のとおり

・年額単価 24,300円/㎡
・占用料面積 24㎡
・占用月数 5か月

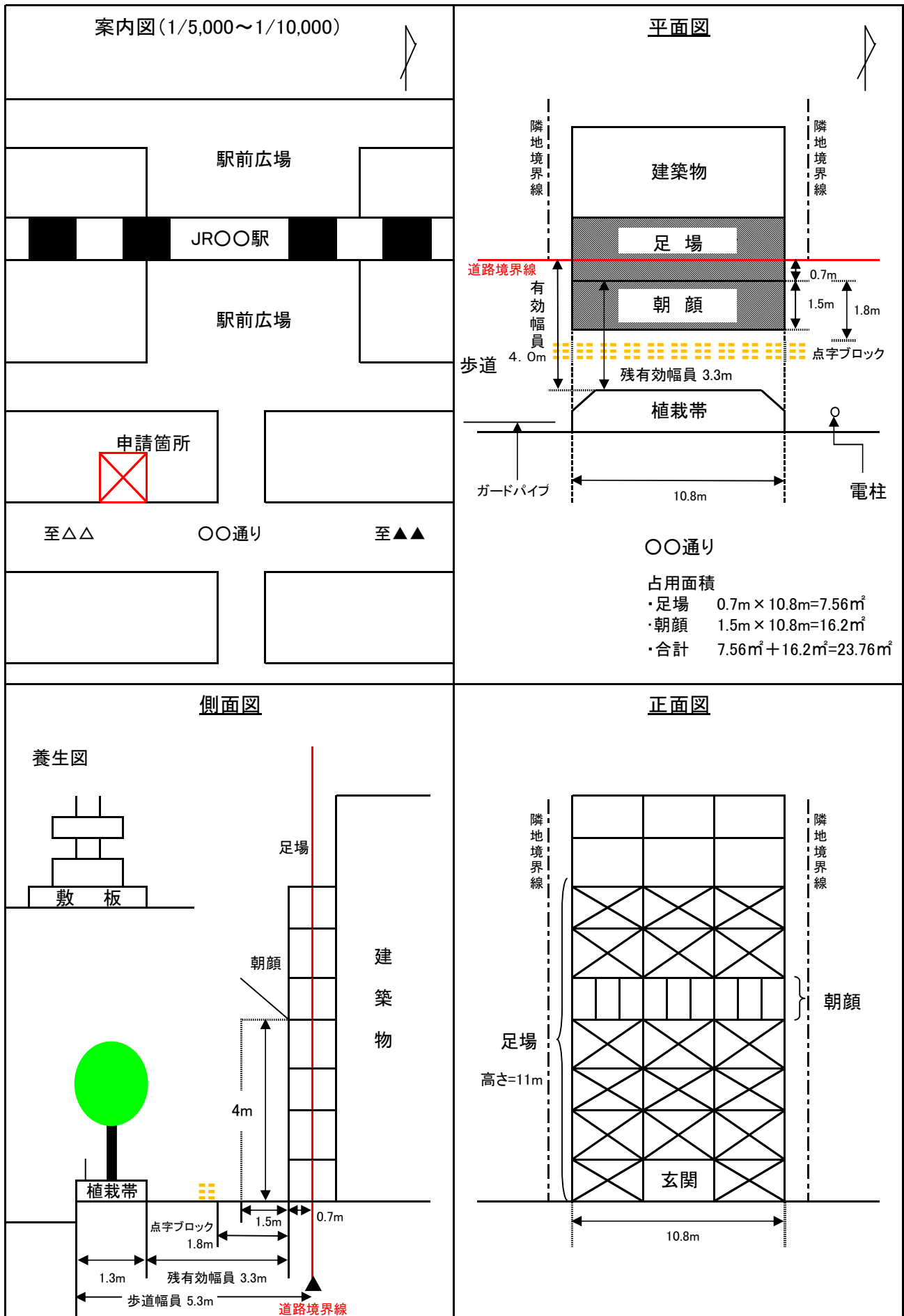
24,300円/㎡
× 24㎡
× 5/12
= 243,000円

◎手続きに必要な書類

- 道路占用許可申請書 (東京都様式・4枚つづり) 1部
□占用場所の案内図 3部
□占用物件の平面図、側面図、正面図及び現場写真 3部
□道路使用許可申請書 2部 (+上記の図面類2部)
□その他申請内容により必要な書類 (隣地承諾書等) 3部

◎図面類は任意に作成してください (作成例は別添のとおりです)。

歩道に設けられた植栽帯や電柱等の物件によって「有効幅員」が変わります。
占用許可基準に適合していることが確認できるよう、現場の状況を明示してください。

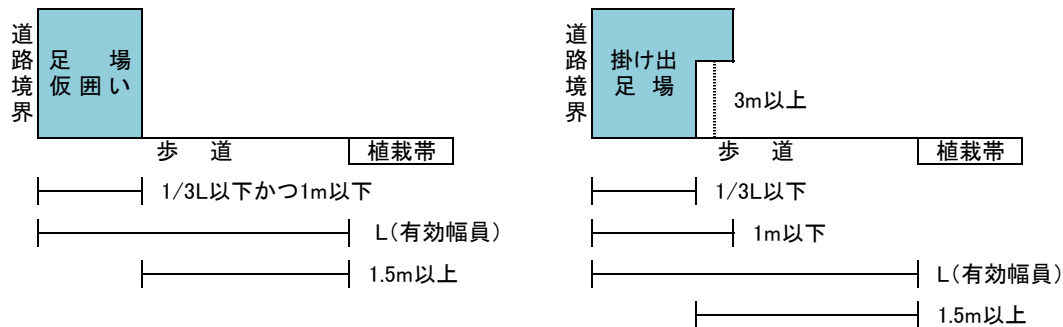


占用出幅の許可基準等

(1) 足場・仮囲い

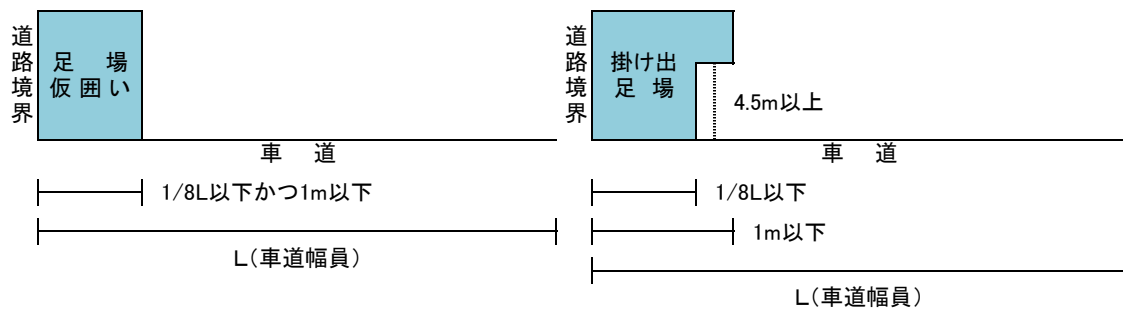
歩道

- 出幅は、有効幅員の1/3以下かつ路端から1m以下
(植栽帯、ガードパイプ等がある場合は、その内側から1/3以下)
- ※出幅を除く残幅員は1.5m以上を確保
- ※切下げがある場所は、平坦な部分で残幅員1.5m以上を確保
- ※足場・仮囲いが点字ブロックにかかることのないよう、離して設置
(詳細は事前に担当者に確認してください。)
- 掛け出足場は、歩道からの高さ3m以上確保できる場合に可能



歩道のない道路(車道)

- 出幅は、車道幅員の1/8以下かつ路端から1m以下
- 掛け出足場は、車道からの高さ4.5m以上確保できる場合に可能



(2) 落下物防護用施設(朝顔)

- 出幅は、危険防止に必要な範囲
- 歩道のある道路では、歩道からの高さ4m以上を確保、原則として車道にかからないこと
- 歩道のない道路では、車道からの高さ5m以上を確保

